

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月8日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
椿・椿東地区（全域）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和4年2月17日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 3経営体
個人 21経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用を検討
6. 地域農業の将来のあり方
分散錯圃の解消、基盤整備等、農地集積のしやすい環境整備の実施
個人農家の販売力及び経営力強化
リアルタイムでの農業関連情報の共有、活用が可能な仕組みの構築



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月8日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
見島地区（全域）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和4年2月17日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 一経営体
個人 9経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用し、中心経営体に農地集積を行う
6. 地域農業の将来のあり方
島外からの担い手の確保
農地の集約化や機械の共同利用等、効率の良い農業経営

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月8日

萩市長 田 中 文 夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
相島地区（全域）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和4年2月17日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 一経営体
個人 6経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用し、中心経営体に農地集積を行う
6. 地域農業の将来のあり方
島の特産品のブランド力向上
機械施設の共同利用

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月8日

萩市長 田 中 文 夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
大島地区（全域）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和4年2月17日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 一経営体
個人 14経営体
その他 1団体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用を検討
6. 地域農業の将来のあり方
島外からの担い手確保
島の気候や土地に合った高収益作物栽培



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月8日

萩市長 田 中 文 夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
大井地区（全域）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和4年2月17日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 一経営体
個人 18経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用を検討
6. 地域農業の将来のあり方
再基盤整備も含めた効率的な農地集約
水稻、野菜、柑橘栽培を組み合わせた収益性の高い農業経営



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月8日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
三見地区（全域）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和4年2月17日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 1 経営体
個人 11 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用を検討
6. 地域農業の将来のあり方
畜産農家と連携し、山口型放牧を活用した農地管理
消費者ニーズに合った作物栽培による販売力強化
施設整備等、若年農業者が働き甲斐を感じることができる環境整備



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月8日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
木間地区（北木間・西木間・東木間）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和4年2月17日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 4経営体
個人 15経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う
6. 地域農業の将来のあり方
地域内の農家で連携による効率的な農地集約
地域の土地、気候に合った新規作物栽培



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月8日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
中・下小川地区（15・16・22・23・24区）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和4年2月17日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 1経営体
個人 4経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用し、地域全体で効率的な農地集積を行う
6. 地域農業の将来のあり方
就農フェア等の活用による新規就農者の確保
GAP認証を活用した販売力向上
周辺法人と連携した地域全体での効率的な農用地活用



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月8日

菟市長 田 中 文 夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
上小川地区（千人塚）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和4年2月17日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 1 経営体
個人 1 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う
6. 地域農業の将来のあり方
省力化やコスト低減の取り組みによる地域農業維持継続
有害鳥獣対策による生産性の向上



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月8日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
上・下田万地区（須佐地・平原・瀬尻）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和4年2月17日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 2経営体
個人 1経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用を検討
6. 地域農業の将来のあり方
収益性の高い作物栽培
地域の若手を担い手として育成



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月8日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
下田万地区（湊・市味・稗田・松崎）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和4年2月17日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 1 経営体
個人 2 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用して中心経営体に農地集積を行う
必要に応じ、再基盤整備を行う
6. 地域農業の将来のあり方
高収益作物の栽培
効率的な農地集積
地域住民と連携し、農業を通じた地域コミュニティ活動の活性化

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月8日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
吉部上地区（尾の坂）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和4年2月17日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 1経営体
個人 一経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用を検討
6. 地域農業の将来のあり方
中心経営体の労力確保と経営規模拡大
周辺法人との連携

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月8日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
吉部下地区（麻生・三戸原・鍛冶屋・志和田）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和4年2月17日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 3経営体
個人 1経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用し、効率的な農地集約を行う
6. 地域農業の将来のあり方
再基盤整備も含めた、次世代に繋がる環境整備
労力確保と機械化による効率的な農業経営
販売力強化に伴う収益性向上



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月8日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
吉部下地区（天坪・深谷）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和4年2月17日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 一経営体
個人 2経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用し、効率的な農地集約を行う
6. 地域農業の将来のあり方
鳥獣被害対策による収益性向上
地区内での効率的な農地集約と利活用



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月8日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
片俣地区（中橋・金谷・札の奥）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和4年2月17日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 2経営体
個人 5経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用を検討
6. 地域農業の将来のあり方
担い手の指導、育成、若年農業者の農業所得向上
消費者ニーズに合った農産物生産
地区内での効率的な農地集積

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月8日

萩市長 田中文夫



記

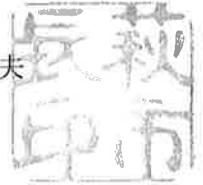
1. 協議の場を設けた区域の範囲
高佐下地区（伏馬・影畑）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和4年2月17日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 1経営体
個人 一経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用を検討
6. 地域農業の将来のあり方
地域、行政、中心経営体が連携による新規就農者の確保
耕作放棄地解消と合わせた周辺施設の一体整備及び利活用



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月8日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
明木地区（下横瀬）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和4年2月17日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 1 経営体
個人 1 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う
6. 地域農業の将来のあり方
再基盤整備の実施検討
新規就農者の確保、育成
収益性の高い作物栽培を検討

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月8日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
佐々並地区（高津）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和4年2月17日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 1経営体
個人 一経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う
6. 地域農業の将来のあり方
野菜や花き、特用林産物を合わせた複合経営による経営安定化
女性の農業経営へ参画し易い環境づくりと地域コミュニティの活性化
効率的な農地集積